

法務局からの便利なお知らせです。

印鑑事務等の取扱いが拡大されます!!

『印鑑事務(印鑑カード発行, 改印など)』及び『電子認証事務』が、**平成24年6月1日**から県内すべての法務局(本局・支局・出張所)で取り扱えるようになります。

	印鑑カードに関する事務	電子認証に関する事務	印鑑届, 改印届, 廃止届に関する事務 (登記申請と同時にする届出を除く。)
本局	管轄分のみ ↓ 県内すべての法務局 [拡大]		県内すべての法務局 [新設]
本局以外の法務局	旧管轄分のみ ↓ 県内すべての法務局 [拡大]		

詳しくは職員にお尋ねください。

宮崎地方法務局

連絡先 ☎ (0985) 22-5124